

東京医療学院大学図書館利用細則

(目的)

第1条 この細則は、東京医療学院大学図書館規程第2条第2項に基づき、図書館の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用資格)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 東京医療学院大学の教職員及び学生
- (2) 学校法人常陽学園が設置する学校の教職員及び学生
- (3) その他に、図書館長が許可した者

(開館時間)

第3条 開館時間は、次のとおりとする。ただし、図書館長が必要と認めた場合は、変更することができる。

平日午前9時から午後9時まで（但し、午後7時以降は閲覧と返却のみ）

土曜日午前9時から午後7時まで

(休館日)

第4条 休館日は、次のとおりとする。ただし、授業のある日は除く。

- (1) 国民の祝日
- (2) 創立記念日（10月24日）
- (3) 年末年始（12月28日から翌年1月5日まで）
- (4) 年度始期（4月1日から4月5日まで）
- (5) その他に、図書館長が必要と認めた日

2 前項各号の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めた場合には、図書館を開館することができる。

(閲覧)

第5条 図書館資料の閲覧を希望する利用者は、所定の手続を経て、閲覧することができる。

(貸出及び返却)

第6条 利用者は、所定の手続を経て、図書館資料の貸出を受けることができる。

- 2 図書館資料の貸出を受けた利用者は、定められた期間内に返却しなければならない。
- 3 貸出及び返却に関する必要な事項については、別に定める。

(貸出禁止)

第7条 参考図書、辞書類、貴重図書及び新聞・雑誌等の逐次刊行物並びに図書館長が指定した図書館資料は、貸出を禁止する。

(複写)

第8条 教育研究のために図書館資料の複写を希望する利用者は、所定の手続を経て、著作権法の範囲で複写することができる。ただし、貴重資料等の特殊な図書館資料等については、破損予防等のため複写できないものがある。

- 2 複写した図書館資料の著作権に関する一切の責任は、利用者が負うものとする。

(他機関の利用)

第9条 利用者は、教育研究のために必要であるときは、本学以外の図書館の利用を申し出ることができる。

(情報提供及び調査)

第10条 利用者は、次の事項について情報提供及び調査を依頼することができる。

- (1) 図書館又は図書館資料に関すること
- (2) 文献に関すること
- (3) 教育研究等、学術に関すること

(利用上の遵守事項)

第11条 利用者は、図書館職員の指示に従うほか、別に定める事項を守り、館内秩序の維持に協力しなければならないとともに、図書館では次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書館資料、機器・備品等は大切に取扱い、無断で持ち出さないこと
 - (2) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- 2 前項を遵守しない者に対しては、図書館の利用を禁止することがある。

(弁償)

第12条 利用者が図書館資料、機器・備品等を紛失又は著しく破損した場合には、現物又は損害に相当する金額をもって弁償させることがある。

(免責)

第13条 図書館が提供したサービスの遅延もしくは中断等により生じた損害、または提供した情報に関連して生じた損害等について、本学はその責任を負わない。

2 利用者が図書館の機器・備品等を使用することにより生じた損害、または館内に利用者の機器・備品等を持ち込んでこれを使用することにより生じた損害等について、本学はその責任を負わない。

(雑則)

第14条 図書館の利用に関しこの細則に定めのない事項については、図書館長が定める。

(改廃)

第15条 この細則の改廃は、学長の決裁を必要とする。

附則

この細則は、平成23年10月24日大学設置認可の日から施行する。

附則

この細則は、平成27年11月1日から施行する。

附則

この細則は、令和5年11月1日から施行する。